

奈良県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年七月三日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十号

奈良県税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県税条例施行規則（昭和三十二年四月奈良県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条の表第十六号中「規定する申請書」を「規定する減額の申請書」に改める。

第四十四号様式中「共同事業再編計画、経営資源再活用計画、技術活用事業革新計画又は経営資源融合計画」を「経営資源再活用計画、経営資源融合計画、資源生産性革新

計画又は中小企業承継事業再生計画」に

減	額	申	告	金	額
徴	収	猶	予	申	請
還	付	申	請		

を

減	額	申	請	金	額
徴	収	猶	予	申	請
還	付				

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。